

資料2

科学技術・学術審議会学術分科会
研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会
(第38回) 平成23年4月8日(金)

科学技術・学術審議会の組織及び運営について

1. 科学技術・学術審議会の組織について

科学技術・学術審議会

- ・ 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること
- ・ 海洋の開発並びに測地学及び政府機関の測地事業計画に関する事項の調査審議、技術士法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

研究計画・評価分科会

- ・ 科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術に関する研究・開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項を調査審議すること

資源調査分科会

- ・ 資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること

学術分科会

- ・ 学術の振興に関する重要事項を調査審議すること

海洋開発分科会

- ・ 海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること

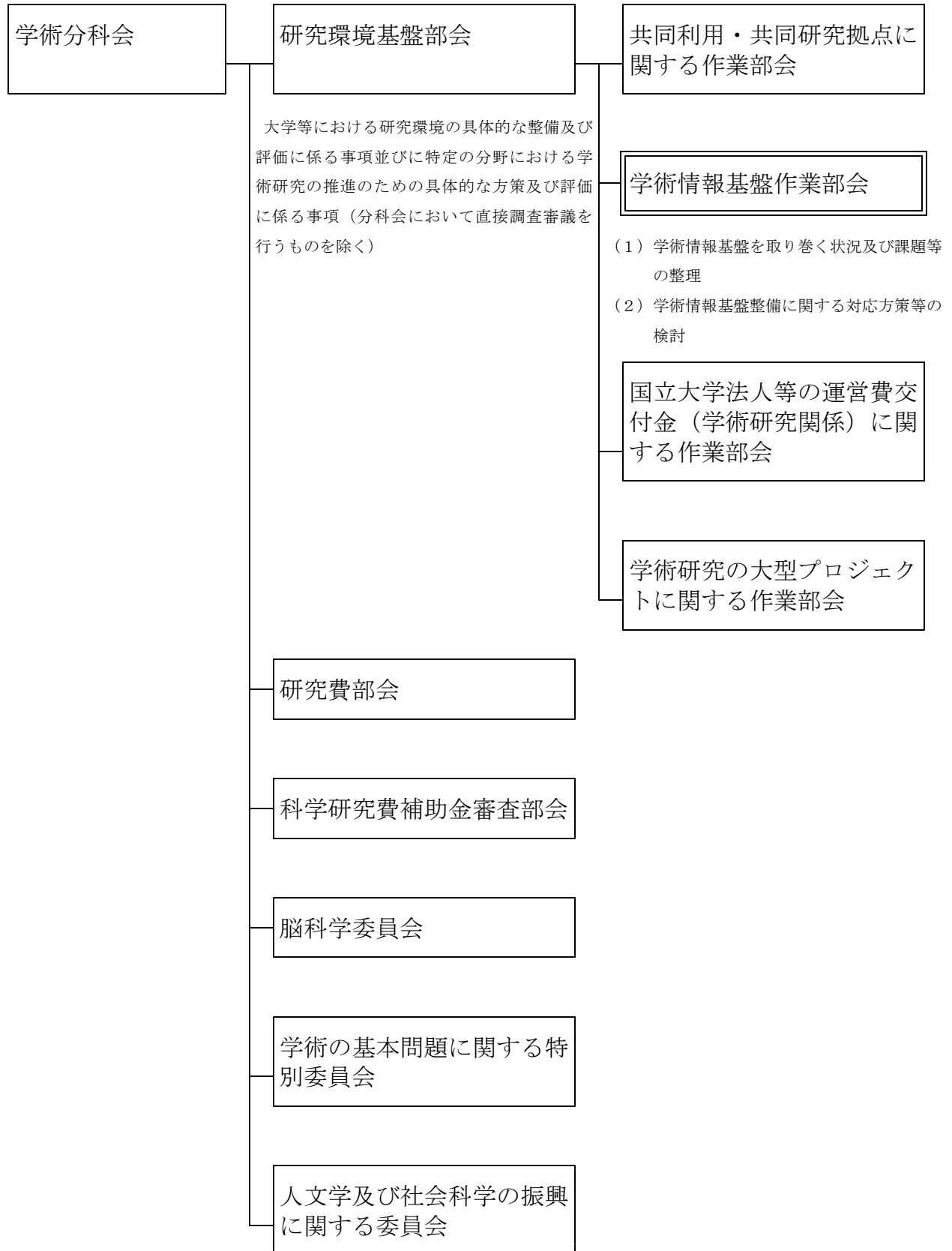
測地学分科会

- ・ 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること

技術士分科会

- ・ 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 学術分科会組織図



3. 学術情報基盤作業部会の運営について

研究環境基盤部会運営規則

平成17年2月28日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会決定
平成19年2月9日 一部改正

(趣旨)

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日学術分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(作業部会)

第二条 部会は、学術分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要があると認める場合は、部会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。
- 3 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。
- 4 作業部会に主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 5 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 6 作業部会の会議は、作業部会の主査が召集する。
- 7 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 作業部会の主査は、作業部会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各号に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

(会議の公開)

第三条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件。
- 二 行政処分に係る案件。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件。

第四条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。

2 部会が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会学術分科会の公開の手続きについて

平成23年2月4日
科学技術・学術審議会
学術分科会

科学技術・学術審議会運営規則第3条第7項及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第6条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会の公開の手続きについて以下のよう定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の審議会情報）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会学術分科会の庶務（文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室）に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会学術分科会の庶務（文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室）に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、分科会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影し、又は録画し、若しくは録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長又は事務局の指示に従うものとする。
 - イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、分科会長の指示に従うこととする。
- 3 その他
委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。